

船舶事故調査報告書

令和3年3月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和元年12月6日 04時48分ごろ
発生場所	岩手県大船渡市大船渡港 大船渡港珊瑚島北灯台から真方位318°350m付近 (概位 北緯39°02.4 東経141°43.5)
事故の概要	漁船第二十八桜丸は、北進中、無人で係留中の作業船第十二佐賀丸に衝突した。
事故調査の経過	令和元年12月13日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第二十八桜丸、19トン IT2-5045（漁船登録番号）大船渡市漁業協同組合 第200-39709号（船舶検査済票の番号） B 作業船 第十二佐賀丸、5.6トン 210-54919岩手、株式会社佐賀組
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 漁労長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部外板に擦過傷 B 操舵室右舷側に凹損、作業灯に破損等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北西、風力 2、視界 良好 海象：平穏
事故の経過	A 船は、船長A及び漁労長Aほか5人が乗り組み、いわし棒受網漁を終え、水揚げの目的で、自動操舵により約8ノットの対地速力で、大船渡港内の珊瑚島南南西方沖を北進中、操舵室で椅子に腰を掛け、単独で操船に当たっていた漁労長Aが居眠りに陥り、B船に向かって航行し、B船に衝突した。 B船は、大船渡市大船渡町砂子前の岸壁で、船首を北方に向けて左岸着けしていた起重機船の右舷側に、同じく船首を北方に向けて左舷着けし、無人で係留していたところ、A船と衝突した。
分析	A 船は、北進中、単独で操船に当たっていた漁労長Aが居眠りに陥り、B船に向かって航行したことから、B船に衝突したものと推定される。 B船は、岸壁に無人で係留していたところ、A船と衝突したものと推定される。
原因	本事故は、夜間、A船が北進中、漁労長Aが居眠りに陥り、無人で

	係留中のB船に向かって航行したため、A船がB船に衝突したものと推定される。
再発防止策	本船は、本事故後、次の改善措置を講じた。 ・可能な限り単独当直は行わないこととし、単独当直であった場合でも、眠気を感じたら他の乗組員に昇橋を促すこととした。